

I 企業と障害のある方をつなぐ取組

施設外就労とは？

一般企業の業務の中で、障害のある方にも従事できるものについて、企業と障害福祉サービス事業所との間で「業務委託契約」を締結し、企業内などにおいて支援員と障害のある方でその業務を行います。

- 業務の一部を障害福祉サービス事業所に委託する形態です。労働基準法の業務請負にあたります。
- 例えば、パソコン入力、検品、商品仕分け、袋詰め、箱組立、清掃などがあります。
- 障害のある方への指示や指導は、障害のある方の特性などに応じて障害福祉サービス事業所の職員が行います。
- 施設外就労を通じて企業等で作業することで将来の雇用へつながります。

